

東日本大震災に関する税制改正要望

平成 23 年 7 月
日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

この度の東日本大震災は、地震による被害にとどまらず、津波や原子力発電所の事故による被害など、従来の大規模災害の経験では対応しきれない多くの問題を引き起こした。税制においても、これまでの大規模災害への対応策を参考としつつも、被災者の救援、安定した生活の実現、被災地の復興のため、大胆かつ柔軟に対応することが望まれる。

日本税理士会連合会では、上記の基本的な考え方にに基づき、3月29日に公表した要望事項に加え、以下の項目を要望する。

【税務行政・通則法】

1．被災者が税制上の支援措置を受ける場合の手続き等の簡便化

東日本大震災に係る特例措置の適用を受けるための手続きや計算方法については、簡便な方法が示されているものの、被災者にとっては、簡略化された手続きや計算を行うことが困難な場合も考えられる。課税の公平にも配慮しつつも被災者の現状に応じた柔軟な対応が望まれる。また、税理士が納税者の代理として過年度の申告書等の閲覧をする場合には、本人確認や代理権限の確認を簡略化することが望まれる。

【所得税】

2．経済的利益への非課税措置等

法人が被災者を雇用し、その者に家賃等の補助をした場合におけるその経済的利益に対する課税は、軽減又は免除されることが適当である。

3．寄附金税制の見直し

東日本大震災による被害は甚大であり、被災者の支援や復興に資するためには、膨大な財源が必要となる。現在、国債の発行や税制改正による措置が多角的に検討されているが、民間からの寄附金や義援金の拠出を継続的に奨励するためには、寄附金税制について根本的な見直しが必要である。

【法人税】

4．被災した取引先の従業員等に対する見舞金の損金算入

法人が、被災した取引先に対して支出する見舞金は、交際費等に該当せず、損金の額に算入される。同様に、その取引先の役員又は従業員で被災した者がいる場合において、その者に直接的に支出する見舞金であっても、その会社を通じて支出されるものと同等

であると認められるものについては、交際費等以外の費用として取り扱われることが適当である。

5．減価償却の割増償却

空室となっている社宅や遊休の保養施設を避難所や居住施設として提供した場合には、割増償却を行う等の特例措置を設けるべきである。

【個人・法人共通】

6．雇用促進税制の拡充

被災者を新たに雇用する場合には、当初の平成 23 年度税制改正法案で示されている雇用促進税制（税額控除制度）を拡充するなどの措置が必要である。例えば、今回の原子力発電所の事故により、避難を余儀なくされ、長期間にわたり地元に戻れない者を雇用した場合には、控除額の割増等を行うべきである。

【贈与税】

7．住宅取得資金の非課税枠の拡充

被災者が新たな住宅を取得するために親族等から贈与を受ける資金については、受贈者及び贈与者の要件を緩和し、非課税枠を大幅に拡充すべきである。

【地方税】

8．ふるさと納税の見直し

被災地域に対して「ふるさと納税」を活用した寄附を行う場合には、5,000 円の控除額を撤廃し、全額が控除されるようにすべきである。

【全般】

9．原子力発電所の事故への対応措置

今回の原子力発電所の事故による被害については、税制面で支援可能なものを対応させたい。